

明日 への 話題

通貨の信認問題



西村あさひ法律事務所
弁護士・ニューヨーク州弁護士
東京大学客員教授

まつお なおひこ
松尾 直彦

政府の現在の経済政策における「空気」は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までは視野に入れるが、目先の選挙対策を優先させて国民の負担増につながる施策を避けて、それ以降の例えば2025年問題（団塊世代75歳問題）などには真剣に取り組まれていないように思われる。日本の財政は、医療費・介護費などの社会保障費の増大に直面しても、消費税率の引上げを延期し、日本銀行（日銀）による国債の大量購入により支えられている状況にある。持続可能性に問題があるが、将来の財政リスクを指摘する財務省は「狼少年」扱いである。

日銀の平成27年度末の貸借対照表では、総資産残高約406兆円（うち国債約349兆円）、総負債残高約402兆円（うち日銀券約96兆円・預金約283兆円）及び純資産約3.5兆円、自己資本比率（ただし自己資本÷日銀券残高）約8.1%となっている。日銀券は「法貨」として無制限に通用する（日本銀行法46条2項）が、日銀の負債である日銀券の実質的な裏付け資産の大半は日本国債であり、日銀の財務悪化は日銀券の価値に対する信用低下につながりかねない。日銀はストレステストを行うべきであろう。

日本は、「通貨」（「貨幣」と日銀発行の「銀行券」）の発行が政府と日本銀行に独占される中央集権的な通貨制度となっている（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律2条3項）。しかし、明治時代には、政府紙幣とともに各国立銀行が発行する国立銀行券が発行されていた（高木久史『通貨の日本史』（中公新書・2016）や日銀「中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会」報告書（2004）参照）。現在でも、「前払式支払手段」（資金決済に関する法律3条1項。電子マネーなど）や「仮想通貨」（改正後同法2条5項。ビットコインなど）の制度が存在する。財務大臣は紙幣類似証券の発行・流通を禁止できる（紙幣類似証券取締法1条）が、紙幣類似証券の発行・流通が一律に禁止されていない。

政府・日銀が通貨（日本円）への信認を維持する取組みを行うことが切望されるが、国民経済の健全な発展と国民生活の安定・向上というマクロ的観点からの民間ベースの代替策として、例えば財務優良な銀行が仮想通貨を発行する取組みがあってもよい。日銀がFinTechセンターを設立して仮想通貨などを検討することには相応の理由がある。